

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>&lt;洪水による浸水&gt;</p> <p>竹田市を流れる主要な河川について、大分県が平成31年4月に指定した、“想定し得る最大規模の降雨”により河川がはん濫した場合の浸水を想定した、「洪水浸水想定区域図」によると、大野川水系稲葉川流域では、豊後竹田駅前から竹田市の中心市街地にかけて広い範囲において3～5mの浸水、大野川水系玉来川では、概ね玉来分館下流から竹田調整池堰（魚住ダム）にかけて河川の両岸の広い範囲において3～5mの浸水、大分川水系芹川流域では、桑畑橋下流から社家川合流地点付近までの両岸の広い範囲において3～5mの浸水が想定されている。</p> <p>&lt;土砂災害&gt;</p> <p>竹田市は、周囲を山々に囲まれた標高250mの盆地から標高900m程度の高原地帯を経て、標高1,700m級の山々が連なる山岳地帯まで、起伏に富んだ地域に位置しており、山地や丘陵地が大半を占める。そのため急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が及ぶと考えられる“土砂災害警戒区域等”は1,800箇所を超える。</p> <p>地質は阿蘇溶岩地に属し、地殻は安山岩に覆われ、火山灰土で包まれている地区が多い。市内には、山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多く、斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域における地質要因が特質としてある。</p> <p>&lt;地震&gt;</p> <p>市内は山地や丘陵地がほとんどを占めており、激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性が大きい。</p> <p>政府の中央防災会議の被害想定によると、南海トラフ地震の発生確率は30年以内に、70%～80%と想定されており、竹田市で想定される震度は震度6弱となっている。竹田市では津波は想定されず、全壊・半壊等の建物被害、ブロック塀の倒壊、水や電気などのインフラ被害が想定されている。</p> <p>&lt;火山災害&gt;</p> <p>久住地区、直入地区にくじゅう連山があり、活火山として噴気活動が続いている。1995年には、星生山東山腹（硫黄山）で、噴火（噴火警戒レベル2）が発生し、火口から半径500m以内の立入りが禁止されている。噴石、火山灰、土石流の危険があり、周囲に観光施設、宿泊施設が点在する。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>平成24年の九州北部豪雨災害は、停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となり水害が発生し、人的被害の他、多くの家屋の全半壊や床上浸水などに加え、水道、電気等のライフラインの他、道路や鉄道、地域の基幹産業である農林業にも甚大な被害が生じた。</p> <p>&lt;感染症&gt;</p> <p>新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。</p>

(2) 商工業者の状況

竹田商工会議所

・商工業者数等 733 人

・小規模事業者数 620 人

【内訳】平成 28 年経済センサス-活動調査による小規模事業者数（竹田商工会議所地域）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	農林業	21	19	郊外に多い
	建設業	77	73	郊外に多い
	製造業	47	45	郊外に多い
	卸売業・小売業	255	201	市街地および国道 57 号沿線に多い
	宿泊業・飲食サービス業	106	86	中心市街地に多い
	サービス業	151	129	広く分散している
	不動産業・物品賃貸業	28	26	広く分散している
	その他	48	41	広く分散している
	合計	733	620	

九州アルプス商工会

・商工業者数等 363 人

・小規模事業者数 321 人

【内訳】平成 28 年経済センサス-活動調査による小規模事業者数（九州アルプス商工会地域）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	農林業	40	38	広く分散している
	建設業	37	35	広く分散している
	製造業	25	25	広く分散している
	卸売業・小売業	95	80	国道 442 号に
	宿泊業・飲食サービス業	60	50	丘陵地、芹川沿いに多い
	サービス業	89	78	広く分散している
	不動産業・物品賃貸業	3	3	広く分散している
	その他	14	12	広く分散している
	合計	363	321	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・平成31年3月、竹田市地域防災計画の見直し  
(計画の構成を見直し、各課及び対策本部の役割(担当課)を明確化)
- ・地域・職場等の防災リーダーとなる「防災士」の養成
- ・防災訓練の実施  
(自主防災組織、防災士を中心とした避難訓練、避難所運営訓練、炊出し訓練等)
- ・本庁防災倉庫に、防災備品を備蓄。
- ・食料品については、保管期限があるが計画的に毎年度補充をしている。
- ・その他、毛布、折り畳みベッド、携帯ラジオ、災害時に必要な資機材などを備蓄。
- ・市内を流れる河川の6か所に河川防災カメラを設置し、たけたケーブルテレビのサブチャンネル、竹田市ホームページで川の流れる様子をリアルタイムで配信中。
- ・竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 両団体の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・事業継続力強化計画の策定支援
- ・損害保険の加入促進

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漫然的な記載にとどまり、一体的な体制整備がなされていない。加えて、組織内において平時・緊急時の対応を推進するノウハウが十分でなく、保険・共済に関する専門的知識や情報等を有する職員が不足していることが課題である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、両団体と当市との間における被害情報報告ルート of 体制を構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年1月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・両団体と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

#### 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や市広報、ホームページ等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え・水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定指導及び助言を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性ある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行い、必要に応じて専門家を招聘する。
- ・小規模事業者に対する個別相談や行政の施策紹介および支援策の活用、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 1) 商工会・商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・両団体は、令和2年事業継続計画を作成（別添）

#### 2) 関係団体等との連携

- ・関係機関と連携し各種普及啓発ポスターを掲示する。
- ・損害保険会社、共済協同組合等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象としたリスクマネジメントに係る普及啓発セミナーや損害保険の紹介、加入の相談を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・関係機関による連絡会議（構成員：両団体、当市、豊肥振興局、関係団体）を年1回開催し、事業効果を測定する。

#### 4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・随時、当市との被害情報報告ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に職員の安否報告を行う。  
(携帯電話またはSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況(家屋被害や周辺状況、道路状況等)等を両団体と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、竹田市における感染症対策本部設置に基づき両団体による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・竹田商工会議所、九州アルプス商工会、当市が把握した情報を、大分県の指定する方法にて両団体又は当市より大分県へ報告する。九州アルプス商工会は、大分県商工会連合会にも報告する。
- ・発災時は、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、防災気象情報・避難情報等により職員自身の安全確保を最優先し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、両団体と当市の協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・竹田商工会議所・九州アルプス商工会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・その他緊急な連絡については、当市および両団体から直接大分県へ報告する。

### 警戒レベル（防災気象情報・避難情報等）

(警戒レベル) 国交省・気象庁・県の発表	避難行動等	避難情報等
(警戒レベル5) ・氾濫発生情報 ・大雨特別警報など	既に災害が発生している状況。命を守るための最善の行動を。	災害発生情報 (市町村発令)
(警戒レベル4) ・氾濫危険情報 ・土砂災害警報情報など	速やかに避難先へ避難を。 公的な避難場所への移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所に避難を。	避難勧告 避難指示(緊急) (市町村発令)
(警戒レベル3) ・氾濫警戒情報 ・洪水情報など	避難に時間を要する人(高齢の人・障害のある人、乳幼児等)とその支援者は避難を。その他の人は、避難の準備を。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村発令)
(警戒レベル2) ・自主的避難行動の情報	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動の確認を。	洪水注意報、大雨注意報など (気象庁発表)
(警戒レベル1) ・自主的避難行動の情報	災害への心構えを。	早期注意情報 (気象庁発表)

#### 【各情報の確認先】

- ・大分地方気象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/oita/>
- ・国土交通省「ハザードマップポータルサイト」 <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・おおいた防災ポータル <https://www.pref.oita.jp/site/bosaiportal/>
- ・リアルタイム被害予測「Camp.Dev」 <https://cmap.dev>

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

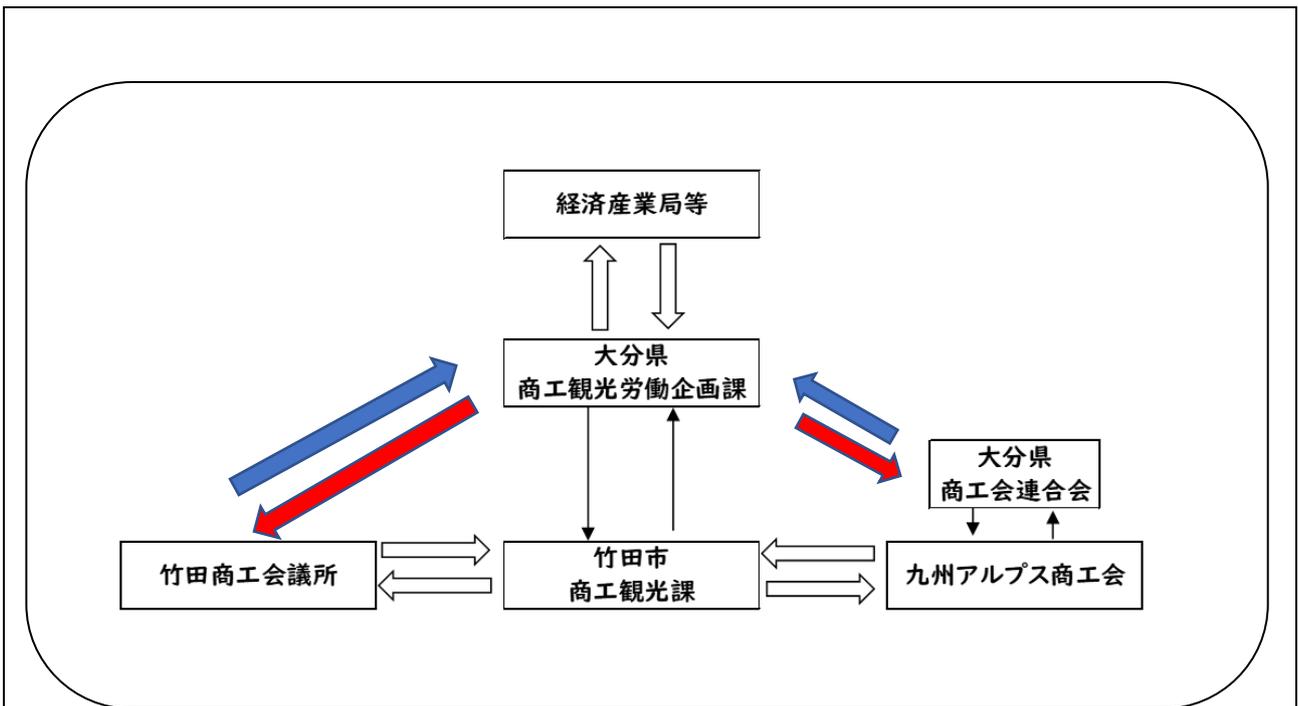
- ・ 本計画により、両団体と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度
1週間～1ヶ月	1日に1回程度
1ヶ月以降	1週間に1回程度
3ヶ月以降	半月に1回程度

- ・ 当市で取りまとめた「竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に、行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、当市商工観光課と協議し決定する。
- ・ 竹田商工会議所と九州アルプス商工会と当市は、「被害額算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考に算定方法を定めて、速やかに被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）を算定する。
- ・ 竹田商工会議所、九州アルプス商工会、当市が把握した情報を、大分県の指定する方法にて両団体又は当市より大分県へ報告する。九州アルプス商工会は、大分県商工会連合会にも報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、両団体と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて両団体又は当市より大分県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(両団体は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

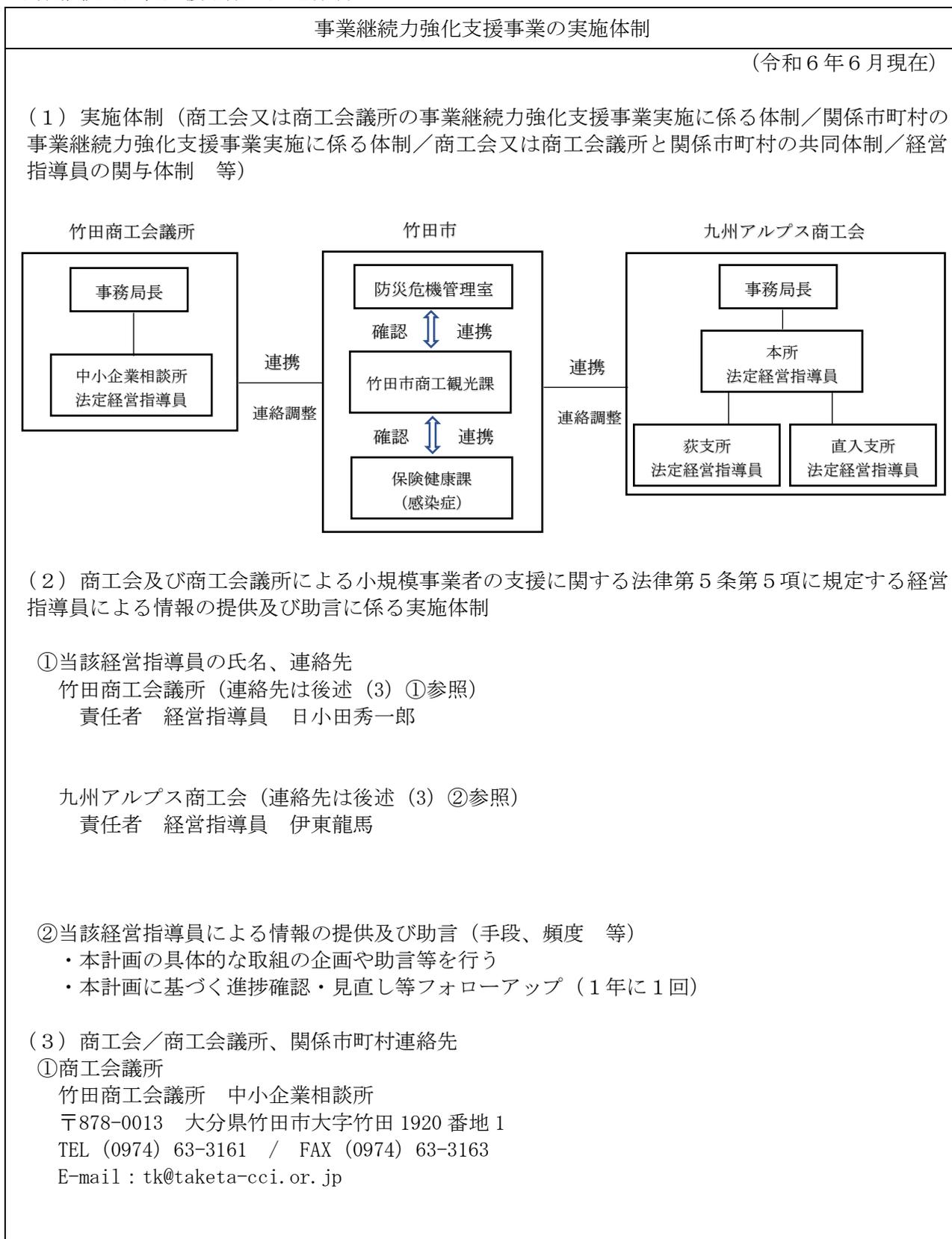
- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②商工会

九州アルプス商工会（本所）

〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住 6161 番地 1

TEL (0974) 76-0151 / FAX (0974) 76-1051

E-mail : info@kyushu-alps.oita-shokokai.or.jp

③関係市町村

竹田市役所 商工観光課

〒878-0011 大分県竹田市大字会々2250 番地 1

TEL (0974) 63-4807 / FAX (0974) 63-0701

E-mail : kanko@city.taketa.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
チラシ作成費	120	120	120	120	120
通信費(切手)	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
竹田商工会議所及び九州アルプス商工会からの拠出金、大分県補助金、竹田市補助金 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等